■ 総代会等に関して

1．総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員１人１人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、１人１票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

＜総代会は、会員１人１人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。＞

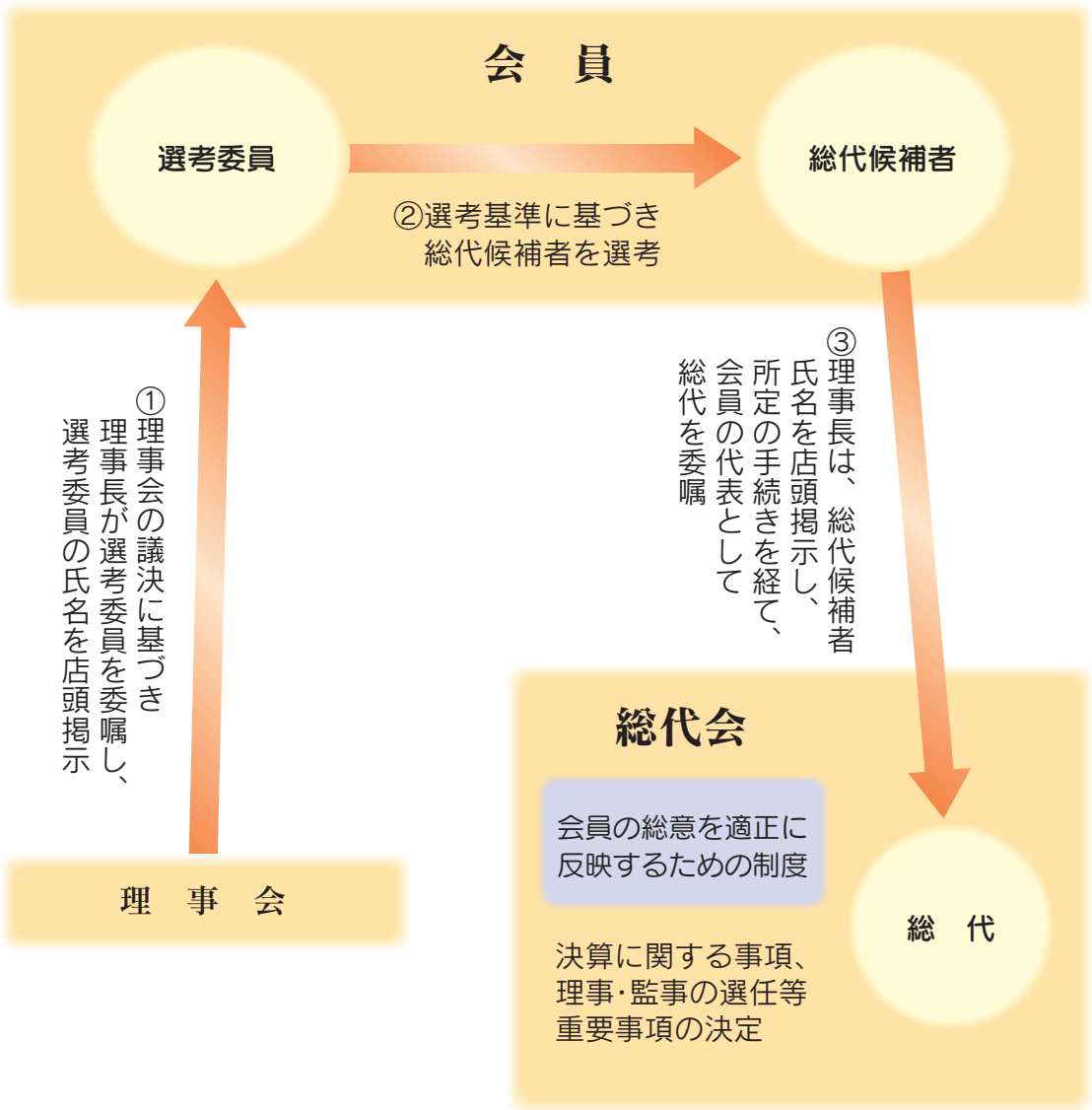

2．総代とその選任方法

（1）総代の任期・定数

・総代の任期は３年です。
・総代の定数は60人以内です。
なお、平成19年６月25日現在の総代数は52人です。

（2）総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代選考基準（注）に基づき、次の３つの手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代選考委員を選任する。
②その総代選考委員が総代候補者を選考する。
③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

（注）　**伊万里信用金庫総代選考基準**

総代の選考にあたっては、次の基準をもって行う。

（総代候補者の選考基準）

第１条　総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
２ 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
① 総代としてふさわしい見識を有している者
② 良識をもって正しい判断ができる者
③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
④ その他総代選考委員が適格と認めた者

（在任終了時期）

第２条　総代の定年は満70歳とし、在任の途中で、年齢が満70歳に達した場合は、その任期をもって終るものとする。
２　本人より辞任の申出があった場合は、金庫が受理したときをもって終るものとする。

附則　本基準は、平成16年７月１日より施行する。

3．総代の氏名等

選任区域	人数	氏　名
１　区 （本店・南支店）	23	泉　彌敏・岩政　実男・大川内勝英・小笠原和生 片岡　進・川原　宏・川良　博・北風　正春 黒川　隆太・黒木祐一郎・久保田　司・重松清太郎 柴田　三靖・乗田　泰・菅村　修・谷口　芳博 早田　文昭・百武　髙次・藤川　博昭・堀江　利治 前田　繁保・牧山裕見子・吉田　定弘
２　区 （有田支店・西有田支店）	15	池田　廣利・岩永　和幸・金ヶ江喜佐男・嘉村　泰幸 木寺　正隆・古賀　幹雄・近藤　英喜・鷹巣　俊史 高野　岩雄・武富　室美・田辺　康之・辻　昇 百田　良江・山口　賢治・山本　博文
３　区 （黒川支店）	4	太田　末男・小島　清嗣・津田千恵子・橋口　年春
４　区 （大川支店）	3	草場　峰雄・小松　正義・前田　吉彦
５　区 （山代支店・東山代支店）	7	岩藤　一人・黒川　正機・古賀　富男・古賀　等 古賀　政博・中尾テイ子・野口　辰男

以　上